

議案第 56号

公の施設の指定管理者の指定（鳥取県営ライフル射撃場） について

次のとおり地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 1 7 年 1 2 月 6 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 公の施設の名称 鳥取県営ライフル射撃場
- 2 指 定 管 理 者 倉吉市横田 4 4 0 番地 7
鳥取県ライフル射撃協会
会長 戸 田 至
- 3 指 定 の 期 間 平成 1 8 年 4 月 1 日から平成 2 1 年 3 月 3 1 日まで
- 4 理 由 ライフル射撃場の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、鳥取県ライフル射撃協会を指定管理者として指定しようとするものである。